



白馬村 子育て ガイドブック



白馬村キャラクター
ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男川世

2024

はじめに

「白馬村子育てガイドブック」は、
お子さんを授かった方、これから白馬村で子育てされる方を
応援する様々な情報をまとめたものです。
子育て支援サービスや各種情報を掲載していますので、
ぜひ毎日の暮らしの中でお役立てください。

表題

情報の内容ごとに大きく見出しをつけることで、どのような情報が網羅されているか分かりやすく表示。

赤ちゃんが産まれるまで

子育て支援課 ☎ 85-8101

- 1 不妊相談、白馬村不妊・不育症治療費補助金**
不妊に関する相談に応じます。不妊・不育症治療を行っている夫婦に対し、治療費の一部を助成します。
白馬村不妊・不育症治療費補助金
●対象者：白馬村に1年以上住居がある夫婦
●補助額：自己負担額の1/2
（上限1年度あたり10万円及び証明書代（実費）。ただし、県等の補助金を受けた場合は、その額を除く。）
●補助回数：6回
（1年度につき1回まで。治療の終わった年度内に申請してください。）
※長野県の補助金制度の詳細は大町保健福祉事務所（0261-23-6529）へお問い合わせください。
- 2 妊娠の届出・母子健康手帳の交付**
医療機関から発行された妊娠届出書と、マイナンバーのわかるもの、運転免許証などの身分証明書、妊婦さん本人の口座番号がわかるもの（通帳やキャッシュカード）、印鑑をご持参ください。保健師が面談の上、交付します。事前にご連絡をいただくと、交付がスムーズです。
- 3 出産・子育て応援交付金**
安心して妊娠・出産・子育てすることができるよう準備を整えるために、きめ細かな相談支援と経済的支援を行います。妊婦1人に対して50,000円、出生児1人に対して50,000円を交付します。
- 4 妊婦一般健康診査**
母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査を助成する受診券を交付します。県外の医療機関で健診を受ける際は、立て替え払いをしていただき、申請により償還払いをします。（基準額あり）
- 5 妊婦歯科健診**
母子健康手帳交付時に、大北地区の歯科医療機関で歯科健診を受けられる助成券を1枚交付します。
- 6 産婦健康診査**
母子健康手帳交付時に、産後2週間と産後1か月健診で使用できる助成券を2枚交付します。県外の医療機関で健診を受ける際は、立て替え払いをしていただき、申請により償還払いをします。（基準額あり）

4

緊急時にも役立ちます！

医療機関・歯科医療のリストを掲載しているほか、
救急時の相談・連絡先も掲載しています。
困ったときはご覧ください。

白馬村LINE公式アカウント はじめました！

二次元コード



ID検索

@hakubavillage

LINEの検索窓に
@hakubavillageと入力し、
追加ボタンを押してください。



友だち募集中

もくじ

白馬村子ども家庭センター・・・・・・・・・・3

1. 集団のかかわり
2. 個人でのかかわり
3. その他

お子さんが産まれるまで・・・・・・・・・・4

1. 不妊相談、白馬村不妊・不育症治療費補助金
2. 妊娠の届出・母子健康手帳の交付
3. 出産・子育て応援交付金
4. 妊婦一般健康診査
5. 妊婦歯科検診
6. 産婦健康診査
7. 母乳相談等助成事業・・・・・・・・・・5
8. 新生児聴覚検査
9. マタニティ相談
10. 産婦人科オンライン
11. 信州パーキング・パーミット制度
12. 白馬デマンドタクシー [ふれA | 号]・・・・6
13. ながの子育て家庭優待パスポート事業
14. 出産育児一時金（直接支払制）・・・・・・7
15. 働く女性のための制度
16. 産前産後期間の年金・国保税の免除・・・・8

出産したら・・・・・・・・・・9

1. 出生届
2. 児童手当申請
3. 養育医療給付・・・・・・・・・・10
4. 福祉医療制度
5. 産後ケア事業
6. 乳児一般健康診査・・・・・・・・・・11
7. 多子世帯応援給付金
8. 予防接種
9. 小児インフルエンザ予防接種費用助成制度
10. 白馬村ファミリー・サポート・センター・・12
11. パパママの健康・・・・・・・・・・13
12. 子育て支援ルーム・・・・・・・・・・14
13. 医療・・・・・・・・・・15

乳幼児健診・相談・・・・・・・・・・16

1. 新生児訪問
2. こどもカレンダー
3. 小児科オンライン
4. 育児相談・母乳相談
5. 2か月育児相談
6. ぴよぴよ相談
7. 赤ちゃんマッサージ・・・・・・・・・・17
8. 前期乳児健診
9. 後期乳児健診
10. もぐもぐ相談
11. 理学療法士相談（PT相談）
12. よちよち相談
13. 発達相談・・・・・・・・・・18
14. 1歳6か月健診
15. 2歳相談・あそびの教室 ほっぷ

16. 2歳歯科健診・・・・・・・・・・18

17. 3歳健診
18. 眼科検査
19. 5歳発達相談

幼児期・・・・・・・・・・19

1. 認定こども園
2. 病児・病後児保育・・・・・・・・・・20
3. 幼稚園・・・・・・・・・・21
4. 家庭の保育（地域型保育事業）
5. 小規模保育（地域型保育事業）・・・・・・・・22
6. 一時保育
7. 休日保育・・・・・・・・・・23
8. 認可外保育

小・中学校・高校・・・・・・・・・・24

1. 小学校・中学校
2. 白馬村学校給食センター
3. コミュニティ・スクール・・・・・・・・・・25
4. 放課後児童クラブ・・・・・・・・・・26
5. 白馬村放課後子ども教室
6. 小学生の健診・相談・・・・・・・・・・27
7. 助成制度など
8. 高校・・・・・・・・・・28

障がいのあるお子さんへの支援・・・・・・・・30

1. 手帳について
2. 各種手当・共済など・・・・・・・・・・33
3. 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス・・・・35
4. 各種障がい福祉サービス・・・・・・・・・・37
5. 発達上の心配や障がいのある児童・生徒の就学・・・・38
6. 障がいについての相談・情報提供窓口・・・・40

ひとり親家庭への支援・・・・・・・・・・42

1. 手当・助成
2. 養子縁組と里親制度・・・・・・・・・・44

相談・・・・・・・・・・45

- 相談窓口一覧
子育て支援ショートステイ事業

施設・団体・・・・・・・・・・46

1. 施設
2. 白馬村スポーツ少年団・・・・・・・・・・48
3. 白馬村スキークラブ・・・・・・・・・・51
4. 白馬村子ども会育成会連絡協議会・・・・・・・・52

いざというときに・・・・・・・・・・53

- 避難所リスト
ライポくん安心メール・・・・・・・・・・54
中信地域町村交通災害共済・・・・・・・・・・55
令和6年度白馬村子どもを守る安心の家一覧・・・・56

令和6年4月から

白馬村子ども家庭センター

になりました。

(白馬村教育委員会子育て支援課内)

妊娠期から子育て期の 家庭をフルサポート

子どもたちが、それぞれの個性や特性を大切にしながら健やかに成長し、持っている力を発揮できるように、一人ひとりにあった育ちを応援します。

妊娠期

出産

出産後

子育て期 ～ 18歳

妊娠届の受付・妊娠の状況確認

個別相談

母子保健事業・子育て相談・教育相談・就労相談

子育てプランの作成

就学前支援・就学支援・移行支援

発達応援教室

巡回訪問

子育て支援サービスの情報提供・保護者向け勉強会・講座等

1 集団のかかわり

●あそびの教室「すてっぷ」

未就園の2歳児を対象に、小集団での活動経験・親子で関わって遊ぶ時間・保護者の交流の場として実施しています。臨床発達心理士、作業療法士の講話や、相談の時間もあります。

●あそびの教室「じゃんぷ」

就園している幼児（3歳以上児）を対象に、小集団活動に取り組みます。年長児は就学に向けての活動に取り組みます。

2 個別のかかわり

●相談

家庭での養育や関係機関との連携など様々な悩みについて、相談に応じます。個別療育も行います。

【利用までの流れ】

- ①相談員が、相談内容をお聞きします。
- ②相談の内容に応じて、各種サービスのご案内、必要に応じて保育園・幼稚園・各学校・障がい者総合支援センター「スクラムネット」・病院など各機関との連携を図ります。

●子ども電話相談

学校教育に関する悩みや、子育てに関する悩みについて等ご相談ください。



3 その他

ペアレントトレーニング講座等の勉強会を開催します。



お子さんが産まれるまで



子育て支援課
85-8101

1 不妊相談、白馬村不妊・不育症治療費補助金

不妊に関する相談に応じます。不妊・不育症治療を受けているご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。

白馬村不妊・不育症治療費補助金

●対象者：白馬村に1年以上住民票がある夫婦

●補助額：自己負担額の1/2

(上限1年度あたり10万円及び証明書代(実費)。ただし、県等の補助金を受けた場合は、その額を除く。)

●補助回数：6回

(1年度につき1回まで。治療の終わった年度内に申請してください。)

※長野県の補助金制度の詳細は大町保健福祉事務所(0261-23-6529)へお問い合わせください。

2 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

医療機関から発行された妊娠届出書と、マイナンバーのわかるもの、運転免許証などの身分証明書、妊婦さん本人の口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカード)、印鑑をご持参ください。保健師が面談の上、交付します。事前にご連絡をいただくと、交付がスムーズです。

3 出産・子育て応援交付金

安心して妊娠・出産・子育てすることができる環境を整えるために、きめ細かな相談支援と経済的支援を行います。妊婦1人に対して50,000円、出生児1人に対して50,000円を交付します。

4 妊婦一般健康診査

母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査を助成する受診票を交付します。県外の医療機関で健診を受ける際は、立て替え払いをしていただき、申請により償還払いをします。(基準額あり)

5 妊婦歯科健診

母子健康手帳交付時に、大北地区の歯科医療機関で歯科健診を受けられる助成券を1枚交付します。

6 産婦健康診査

母子健康手帳交付時に、産後2週間と産後1か月健診で使用できる助成券を2枚交付します。県外の医療機関で健診を受ける際は、立て替え払いをしていただき、申請により償還払いをします。(基準額あり)

7 母乳相談等助成事業

母乳トラブルがある時、お子さんの体重の増えが心配な時、育児についてお困りの時などに、助産院や医療機関で相談する際の一部費用を助成します。母子健康手帳交付時に、契約医療機関等で利用できる助成券を交付します。

子育て支援課
85-8101

●対象者

- ・白馬村に住所があり、出産してから1年以内の方
- ・上限2,000円2回分補助

8 新生児聴覚検査

母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査の受検票を1枚交付します。県外の医療機関で出産し、検査を受けられた場合は、立て替え払いをしていただき、申請により償還払いをします。（基準額あり）

子育て支援課
85-8101

9 マタニティ相談

お腹の赤ちゃんもお母さんも元気に誕生・出産ができるように、助産師・保健師・管理栄養士が個別に相談に応じます。これからパパやママになる方に向けた「パパママ教室」も実施しています。いずれも予約制です。

子育て支援課
85-8101

10 産婦人科オンライン

妊娠中・産後の質問や悩みを、LINEやメール、電話で気軽に産婦人科医に相談できます。メッセージチャット、音声通話、動画通話、メールに対応しています。メールは24時間相談可能です。専用ホームページから事前登録・予約が必要です。

平日18時～22時に無料相談できます。



11 信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適性にご利用いただくため、障がいのある方や妊産婦の方など、歩行が困難な方に県内共通の「利用証」を交付します。

●対象者

- ・身体障害者手帳
（視覚障がいと内部障がい4級以上、聴覚障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢障がい2級以上、下肢障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上）
- ・療育手帳 A1・A2
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・妊産婦（母子健康手帳所持者）等

健康福祉課
85-0713



●窓口

- ・健康福祉課
- ・県内保健福祉事務所
- ・県庁健康福祉部地域福祉課地域支援係
(郵送申請可) 電話 026-232-0053
〒380-8570 長野市南長野幅下692-2

●申請に必要なもの

- ・交付申請書
(白馬村役場健康福祉課窓口ほか)
- ・障害者手帳、母子健康手帳等の状況
がわかる書類に写し
- ・返信用切手140円(郵送申請の場合)



12

白馬デマンドタクシー「ふれA I号」



観光課
85-0722

●運行期間

毎日運行 8時から17時まで

●運賃

1乗車300円または270円※1 243円※2

※1 ○65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保険福祉手帳を
所持する方

○上記の方以外で専用アプリ決済した方

※2 ○65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保険福祉手帳を
所持する方で専用アプリ決済した方

●乗降場所

あらかじめ設定された乗降場所から乗降可能
(村内123か所 令和6年5月1日現在)

●予約方法

アプリ・電話での予約

13

ながの子育て家庭優待パスポート事業



子育て支援課
85-8101

妊娠中から、年度末年齢18歳以下のお子さんがある世帯にパスポートカードを発行します。平成28年から「全国共通ロゴマーク」が提示された協賛店でこのパスポートを提示することで、長野県内だけでなく県外でも店舗ごとに定められた各種子育て支援サービスを受けることができます。

協賛店・サービスの詳細は「ながの子育て家庭優待パスポート事業協賛店舗検索サイト」でご確認ください。白馬村を含む長野県内だけでなく、全国共通展開の協賛店舗検索ができます。

●村内の協賛店リスト

協賛店舗検索サイト

<https://pass.nagano-kosodate.net/ksearch/>



14

出産育児一時金（直接支払制度）



住民課
85-0715

出産（妊娠4か月を超える）された場合、加入医療保険から出産育児一時金として50万円（産科医療保障制度対象外の場合は48万8千円）が支給されます。

この制度を利用された場合、医療保険が出産した医療機関へ直接一時金を支払うこととなり、窓口負担が軽減されます。

●担当窓口

出産する医療機関

●手続に必要なもの

健康保険被保険者証

●備考

直接支払制度を利用していない場合や、出産費用が一時金（50万円）よりすくなくった場合の差額は加入している医療保険に請求ください。国民健康保険加入者は住民課でお手続きください。

15

働く女性のための制度



ハローワーク大町
0261-22-0340

●産前産後の休暇

労働基準法では、産前6週間（多胎の場合は14週）の休業が認められ、事業主に請求することができます。また、産後8週間を経過しない女性を就業させてはいけないと定められています。

●育児休業制度

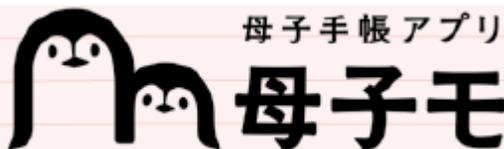
育児・介護休業法では、子どもが1歳に達するまでの間、育児休業が認められています。また、子どもが1歳を超えても休業が必要と認めれた場合、1歳6か月まで延長が可能です。

●育児休業給付

育児休業中に支給される「育児休業基本給付」があります。

●失業給付

妊娠・出産を機に退職したものの働く意思があり、退職する前の1年間に6か月以上雇用保険の被保険者である方は失業給付金が受給できます。



白馬村子育て支援アプリ『おひさまメモリーズ』
地域とつながる、安心の子育て支援アプリです。





●年金

産前産後期間について、保険料が免除される制度があります。免除された期間については、保険料を納めたものとして、将来、年金額を計算する際に反映されます。手続きについては以下の表を参考にしてください。

加入中の年金の種類	手続きの仕方	免除期間	備考
国民年金	関係届の提出又は電子申請	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間	出産予定日が記載された母子手帳等を持参
厚生年金	被保険者から申し出があった場合、事業主より産前産後休業取得者申出書を提出	出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間	厚生年金保険料・健康保険料について、被保険者負担分・事業主負担分いずれも免除

●国民健康保険税

国民健康保険被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民健康保険税（所得割額・均等割額）が減額されます。

●減額期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間）

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいいます。（死産、流産、早産の場合を含む）

●対象者

国民健康保険の被保険者で出産（予定）日が2023（令和5）年11月1日以降の方

●申請方法

出産予定日の6か月前から届出できます。住民課で手続きしてください。

【必要なもの】

- ・ 出産予定日（出産日）のわかるもの（母子健康手帳など）
- ・ 本人確認できるもの（運転免許証など）
- ・ 世帯主、出産する方のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）



出産したら

1 出生届



お子さんが生まれた日を含めて14日以内に、届出人の住所地（所在地）、父母の本籍地、子の出生地のいずれかの市区町村役場に届出をしてください。



●手続きに必要なもの

- ・出生届（医療機関で発行されます）
- ・母子健康手帳

2 児童手当申請



児童手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。白馬村に住所があり、中学校卒業までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

●支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

●支給額

0歳～3歳未満 15,000円（一律）

3歳～小学校終了前 10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生 10,000円（一律）

所得制限限度額を超えた方（特例給付）5,000円（一律）

※所得上限限度額を超えた方は、児童手当の支給はされません。

※「第3子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育をしている児童のうち、3番目以降をいいます。

●手当の支給

申請をした月の翌月分から支給になります。支給月は、年3回、6月・10月・2月の15日にそれぞれ前月分までを指定された金融機関口座へ振り込みます。

●申請・支給について

児童手当は原則、申請した翌月分から支給されます。誕生日や転入日の翌日から15日以内の申請が必要です。

※申請が遅れた場合、遅れた月分の手当は受けられなくなりますので、申請はお早めをお願いします。

※下記に該当される方は、必要に応じて提出する書類がありますので、担当までお問い合わせください。

- ・単身赴任などで支給対象児童と国内で別居されている場合
- ・児童が海外へ留学している場合（父母と同居していないなど、一定の要件があります。）
- ・父母以外の方が、支給対象児童を養育している場合
- ・離婚協議中による別居や、家庭状況に特別な事情がある場合

●現況届について

毎年6月に児童の養育状況を確認します。下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

※提出がない場合には、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3 養育医療給付

子育て支援課
85-8101

医師が入院を必要と認めたお子さんが指定の医療機関で入院・治療を受ける際に医療費を公費で負担する制度です。

●対象者

1. 出生時の体重が2,000グラム以下の場合
2. 生活力が特に薄弱で、医師がとくに入院養育を必要と認めた場合

●助成金額

指定の養育医療機関における入院や治療費が全額公費負担となります。ただし、世帯の所得額により、一部負担の場合もあります。

●申請に必要な書類

1. 低出生児出生届
2. 養育医療給付申請書
3. 養育医療意見書
4. 支給認定に伴う諸情報の閲覧及び提供に関する同意書
5. 健康保険被保険者証コピー

4 福祉医療制度

住民課
85-0715

0～18歳（高校卒業まで）のお子さんの入院・外来分の医療費自己負担分を給付する制度です。医療機関等窓口で福祉医療費受給者証を健康保険証と提示することにより、医療保険対象の医療については自己負担分となる500円（上限）のお支払で受診していただけます。県内医療機関で受診の際は必ず受給者証を健康保険証と一緒に窓口で提示してください。

県外で受診した場合、または受給者証の提示を忘れた場合は、健康保険適用分がわかる領収書を添えて支給申請してください。受診から1年以内に申請がない場合には支給されません。

●手続き

出生届や転入届の際に、住民課で申請手続きをしてください。

●手続きに必要なもの

- ・健康保険被保険者証
- ・印鑑（支給申請時のみ必要）
- ・通帳等口座番号のわかるもの

5 産後ケア事業

子育て支援課
85-8101

出産後（退院後から産後1年未満）、育児不安等により産後ケアが必要な産婦と乳児を対象に、医療機関または助産所で母体の管理や育児指導を行います。

●契約医療機関・助産院（宿泊型と通所型があります）

医療機関等名	住所	電話	利用料金/日
助産院おりん	池田町池田3314-1	090-9857-5538	自己負担額
板倉レディースクリニック	長野市稲里町中央1-12-12	026-291-0707	
丸山産婦人科医院	長野市鶴賀南千歳町982	026-226-4484	宿泊型：4,600円 ～8,000円
清水産婦人科医院	長野市川中島町原908-1	026-219-3838	通所型：半日1,000円 1日2,000円 ～3,000円
助産院ウテキアニ	安曇野市穂高有明4082-1	080-5756-0826	
市立大町総合病院	大町市大町3130	0261-22-0415	※食事代別の機関あり
穂高病院	安曇野市穂高4634	0263-82-2474	
篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261	

●利用期間

出産後1年未満までの間で、利用日数は7日まで。

※母子の状態により村長が特に必要があると認めた場合、14日まで延長可能。

(出産された医療機関(上記医療機関内)で、産後の入院に引き続き利用を希望される方は、医師または助産師へ相談してください。)

6 乳児一般健康診査



医療機関で健康診査(生後3~11か月)が受けられる受診券を新生児訪問時に1回分交付します。

7 多子世帯応援給付金



多子世帯の子育ての経済的な負担を軽減することを目的に、第3子以降のお子さんを養育している父母に給付します。

- 給付額 第3子 20,000円
- 第4子以降 40,000円

●対象者

- ・第3子以降の子を養育している父母
- ・対象児童の誕生日において白馬村に住所を有する者

8 予防接種



予防接種法で定められた定期接種を実施します。日程は個別に接種計画表等でお知らせします。料金は無料です。(場所:白馬村保健福祉ふれあいセンター)

アレルギーや持病等の理由でかかりつけ医療機関で個別接種を希望する場合は、事前に子育て支援課へ相談ください。

里帰りや県外で予防接種を受けた方には、立て替え払いをしていただき、申請により接種費用を償還払いします。(基準額あり)

●定期予防接種の種類

ロタウイルス感染症、B型肝炎、Hib感染症、小児肺炎球菌感染症、五種混合、四種混合、二種混合、結核(BCG)、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症

9 小児インフルエンザ予防接種費用助成制度



インフルエンザの予防接種費用を一部助成します。

●対象者 12か月~中学3年生までのお子さん

●助成額 1人1回1,000円の自己負担額を除いた額。助成回数は1年度2回まで。

※中学生は1回

※白馬村・小谷村以外の医療機関で接種を受けた場合は、立て替え払いをしていただき、申請により償還払いをします。

白馬村ファミリー・サポート・センター センター事務局

(白馬村社会福祉協議会内 白馬村保健福祉ふれあいセンター1階)

受付時間：月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝日は休業)

☎ 0261-72-7230 Fax 0261-72-7003

<https://hakuba-syakyjo.jp/>

ファミリー・サポート・センターは、地域で子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（サポート会員）がそれぞれ会員登録をし、互いに支え合う組織です。

●具体的な援助内容

- ・外出時のお子さんの一時預かり
- ・一時預かりに伴う保育所等への送迎
- ・軽度の病気の場合の突発的な預かり
- ・産前産後、または入院時の生活サポート
- ※原則として預かる場所は、サポート会員のご自宅です。

●会員の要件

- ・**依頼会員**………村内に居住または勤務し、概ね生後3か月（首がすわった頃）から小学生以下のお子さんを持つ方
- ・**サポート会員**…村内に居住されている方（センターの活動に理解と熱意があり、心身ともに健康で、原則として自宅でサポート活動が可能な方）

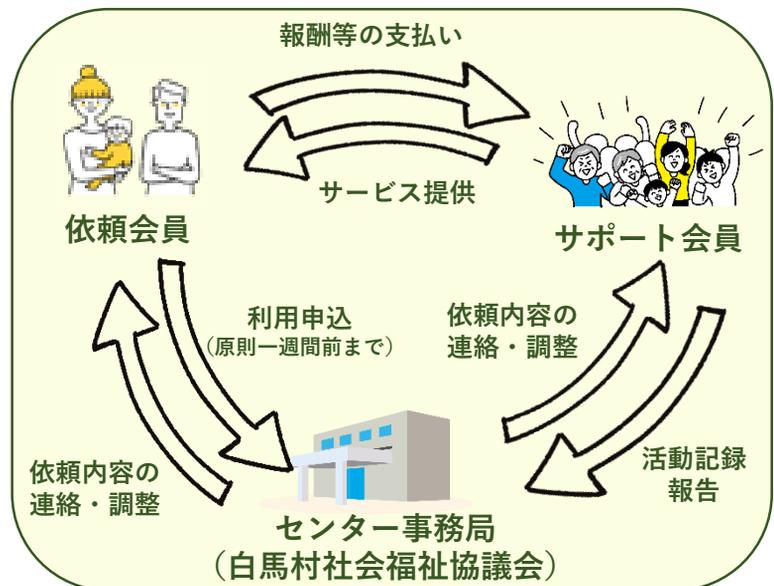
※会員登録する際に、社協普通会費の協力（年会費1,000円）が必要です。

※サポート会員と依頼会員を兼ねることもできます。

●その他

- ・会員は活動中の事故に備えて賠償保険に加入します。
- ・活動中に知り得た情報は外部へ漏らしません。

●サービスの流れ・しくみ



●費用・報酬

利用日・時間	報酬 (1時間あたり)
月～土曜日 午前8時～午後6時	600円
上記時間外、日曜祝日、軽度の病児預かり	700円

※報酬の他に交通費 (30円/km) や、その他の実費 (おむつ、ミルク代等) が掛かる場合があります。

※兄弟で利用の場合は、2人目から半額になります。

※報酬は、依頼会員がサポート会員に直接支払います。

- ①若年健診
30歳～39歳の方を対象に、生活習慣病予防を目的とした健康診断（身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図検査・眼底検査）が受けられます。
- ②特定健診
40歳～74歳までの期間は、医療保険者が健診を実施します。
白馬村国民健康保険に加入されている方は、村の特定健診（身体計測・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図検査・眼底検査）が無料で受けられます。
- ③人間ドック補助制度
白馬村国民健康保険に加入されている方。人間ドック・脳ドック等の受診費用を一部助成しています。（村税等に滞納がない世帯に限る。村の特定健診との併用はできません。）
 - 補助対象：特定健診の必須検査項目を満たしている人間ドックおよび健康診断・脳ドック
 - 補助額：人間ドック：受診費用の3分の2で、上限2万円（1年度1回のみ）
脳ドック：受診費用の3分の2で、上限1万円（1年度1回のみ）
（人間ドックのみ、人間ドックと脳ドック、特定健診と脳ドックの組み合わせでも補助対象となります。）
 - 申請方法：人間ドック・脳ドック受診後、以下の必要書類をご持参いただき、**役場住民課窓口**で申請書および質問票とあわせ申請してください。
 - 必要書類：人間ドック・脳ドック等検査結果（写し）・受診時の領収書・印鑑・振込先の分かるもの・保険証
- ④各種がん検診
 - 申込み：毎年2月に検診調査票を各ご家庭にお送りします。
ご記入の上、健康福祉課へ提出してください。

種類	対象者	実施内容	費用
子宮がん	20歳以上（隔年）	問診・内診・子宮頸部細胞診	1,500円
乳がん	40歳～74歳（隔年）	問診・マンモグラフィ（2方向）	2,000円
肺がん	40歳以上	問診・胸部レントゲン撮影	500円
胃がん	40歳以上	問診・胃バリウム造影検査	1,500円
大腸がん	40歳以上	問診・便潜血反応検査（2日法）	500円
前立腺がん	50歳以上	問診・PSA特異抗原血液検査	1,800円

※子宮がん検診は満20歳、乳がん検診は満40歳の方に無料クーポン券を発行します。



⑤その他の健診

種類	対象者	実施内容	費用
肝炎検査	40歳以上	問診・HBs抗原・HCV抗体検査	500円
歯周病検診	20・30・40・50・ 60・70歳	問診・歯科検診・保健指導 （医療機関委託）	1,000円

白馬村の子育て支援の拠点として様々な活動を行っています。どうぞご利用ください。

●子育て支援ルームの活動

	月	火	水	木	金	土	日
午前 9時30分 ～12時	なかよし広場	なかよし広場	なかよし広場	なかよし広場	なかよし広場	休館日	休館日
午後 1時00分 ～4時	午後は自由にご利用ください。 ※イベント等は午前中に行います。					休館日	休館日
午前8時30分 ～ 午後5時00分	一時保育 (要予約)	一時保育 (要予約)	一時保育 (要予約)	一時保育 (要予約)	一時保育 (要予約)	一時保育 (要予約)。 しろうま 保育園で 行います)	休日保育 (要予約)

※土曜日の一時保育（要予約）はしろうま保育園で実施、予約は支援ルームで受け付けます。

●なかよし広場

お友だちと遊ばせてあげたい……そんなお家の方々、どうぞお越しください。

●園庭はいつでも自由に利用できます

●その他の活動（不定期開催）

〈ボランティアグループの方々による〉

- ・読み聞かせ
- ・郷土食を食べよう など

〈育児講座〉

- ・タッチケア講座
- ・音楽パフォーマンス
- ・人形劇 など

〈リフレッシュ講座〉

- ・ヨガ
- ・ヒップホップ
- ・刺しゅう講座
- ・料理教室 など

●育児電話相談

月曜日～木曜日の午後1時30分～4時

※支援ルームスタッフが主に対応します。



13 医療

①村内の医療機関

医療機関名	電話番号	住所
北アルプス医療センター あづみ病院附属白馬診療所	0261-75-4123	白馬村大字神城21551
神城醫院*	0261-75-7050	白馬村大字神城22844-4
しんたにクリニック	0261-75-4177	白馬村大字神城24195-56
栗田医院	0261-72-2428	白馬村大字北城5986
横沢医院	0261-72-2008	白馬村大字北城9715-2
白馬インターナショナルクリニック	0261-85-2264	白馬村大字北城3020-1393

※神城醫院 皮膚科診療日：金曜（詳細は直接お問い合わせください）

②村内の歯科医院

医療機関名	電話番号	住所
武田歯科医院	0261-72-8060	白馬村大字北城1288-10
おだ歯科	0261-72-6482	白馬村大字北城6388-1
柏原歯科医院	0261-71-1182	白馬村大字北城2234-21

③休・祝日緊急当番医

休・祝日診療は、北部地区（白馬・小谷）、大町市内・南部地区（池田・松川）の医療機関が当番制で診療受け入れを行っています。

詳細は新聞折込又は白馬村ホームページをご覧ください。

診療時間：午前9時～午後5時（歯科は午前9時～11時 事前に電話連絡が必要です）

④長野県小児救急電話相談

直通 局番なしの「#8000」

※ダイヤル・IP電話は026-235-1818

時間：毎日 午後7時～翌朝8時まで

小児科医の支援体制のもと、看護師等が応急処置法や受診の要否等の電話相談に応じます。



乳幼児健診・相談



1 新生児訪問

出生届の際に、出生連絡票を子育て支援課まで提出してください。保健師が訪問して、体重測定・育児相談・産後の健康相談などに応じます。「こどもノート」をプレゼントします。また、出産・子育て応援交付金についてもご案内します。

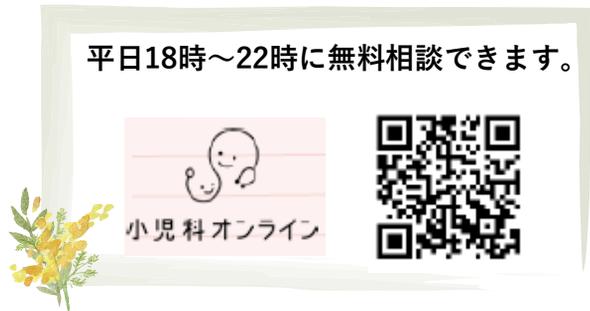
2 こどもカレンダー

新生児訪問時及び毎年3月末頃に、該当する健診、予防接種のあるお子さんの保護者に、郵送でお届けします。

3 小児科オンライン

●スマホで小児科医に無料相談

お子さんについての質問や悩みをLINEや電話で気軽に小児科医に相談できます。メッセージチャット、音声通話、動画通話に対応しています。専用ホームページから事前登録・予約が必要です。



4 育児相談・母乳相談



身体計測だけでなく、母乳が足りているか心配、乳房にしこりができたなど、授乳や子育てに関する悩みや質問がありましたら、お気軽に利用ください。保健師、助産師、管理栄養士が相談に応じます。予約制ですので、子育て支援課にお問い合わせください。

5 2か月育児相談

生後2か月児を対象に、身体計測・発達の様子確認・母乳相談・育児相談等を行います。こどもカレンダーを見て、対象の日に子育て支援ルームへお出かけください。(12月～3月は白馬村保健福祉ふれあいセンターで行います。)

6 ぴよぴよ教室

生後3か月～5か月児を対象に、乳児期の親の遊び方やかかわり方のお話と、子育て支援ルームの紹介をします。こどもカレンダーを見て、対象の日に子育て支援ルームへお出かけください。

7 赤ちゃんマッサージ

生後2～11か月児を対象に、天然の植物性オイルを使った赤ちゃんマッサージを行います。赤ちゃんマッサージは、親子が心地よい時間を過ごすための方法の一つです。開催日はホームページ・アプリ等への掲載でお知らせします。

8 前期乳児健診

生後4～5か月児を対象に、身体計測・発達の様子確認・離乳食の話・内科診察・育児相談等を行います。こどもカレンダーを見て、対象の日に白馬村保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

※ブックスタート

「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。お子さんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを届けます。前期乳児健診の際に、お好きな絵本を1冊プレゼントしています。

9 後期乳児健診

生後10～11か月児を対象に、身体計測・発達の様子確認・歯の話・ふれあい遊びの紹介・内科診察・育児相談等を行います。こどもカレンダーを見て、対象の日に保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

10 もぐもぐ相談

生後6～8か月児を対象に、歯科衛生士・管理栄養士から、口の機能に合わせた食べかた、離乳食の進めかたの話をしてします。また、ねがえり等、運動発達について理学療法士より話をします。こどもカレンダーを見て、対象の日に保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

11 理学療法士相談（PT相談）



首が座らない・寝返りをしない・ハイハイしない・歩き方が気になるなど、運動発達の心配のあるお子さんを対象に、理学療法士が個別に相談・指導を行います。予約制ですので、子育て支援課にお問い合わせください。

12 よちよち相談

1歳2～4か月児を対象に、身体計測・発達の様子確認、運動遊びの体験・幼児食指導を行います。こどもカレンダーを見て、対象の日に白馬村保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。



13 発達相談



言葉が遅い・子どもとの関わり方がわからない・動きが多いなどの不安に、臨床発達心理士・作業療法士が相談に応じます。子育て支援課へ相談してください。

14 1歳6か月健診

1歳6か月児～2歳未満児を対象に、身体計測・内科健診・歯科健診・発達の様子確認・栄養相談・歯科相談・育児相談を行います。

子どもカレンダーを見て、対象の日に保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

15 2歳相談・あそびの教室 ほっぷ

2歳児を対象に、身体計測・発達の様子確認・小集団あそび・育児相談を行います。

子どもカレンダーを見て、対象の日に保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

16 2歳歯科健診

2歳児を対象に歯科健診・歯科衛生士による指導を行います。子どもカレンダーを見て、対象の日に保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

17 3歳健診

3歳児を対象に、身体計測・内科健診・歯科健診・発達の様子確認・栄養相談・歯科相談・育児相談を行います。子どもカレンダーを見て、対象の日に保健福祉ふれあいセンターへお出かけください。

18 眼科検査

お子さんの視力は6歳ごろまでに完成すると言われています。そのため、屈折異常による弱視等は早期に発見し、治療につなげていくことが重要です。満3歳・年中児を対象に視力検査・屈折検査・眼位検査などを行います。

19 5歳発達相談

4～5歳頃のお子さんは、集団生活のなかで、こころや身体、お友達との関係を含めた社会性等が大きく育つ時期です。言葉の成長がゆっくり、行動が遅い、動きが多い、気が散りやすい、お友達とのトラブルが多い等心配なことも多い時期でもありません。保護者の方と、家庭や保育園・幼稚園でのお子さんの状況を共有し、相談に応じます。



幼児期



1 認定こども園

●認定こども園とは

認定こども園とは、保護者が働いている・いないに関わらず、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

●白馬村の認定こども園

白馬村では、現在しろうま保育園1園で運営しています。

しろうま保育園では生後10か月を過ぎた翌月の1日から小学校入学前までのお子さんをお預かりします。

園名	定員	住所	電話番号 FAX	開所時間
認定こども園 しろうま保育園	180	〒399-9301 白馬村北城6509	0261-72-3088 0261-75-1153	午前7時30分～ 午後6時30分

●入園申し込みについて

来年度から新規に入園を希望する児童の入園については、毎年10月に入園申込みを受け付けています。10月上旬に入園説明会を行います。

10月以外の時期でも随時入園の申込を受け付けていますので、子育て支援課までお問い合わせください。

証明書の様式は白馬村ホームページからもダウンロードできます。

●保育時間について

保護者の就労状況に応じて保育時間に区分が設けられます。

※保育短時間

両親の1か月あたりの就労時間などが、64時間以上120時間未満の場合

・・・8時15分から16時15分

延長保育	利用可能時間	延長保育	
7:30	8:15	16:15	18:30

※保育短時間に認定された方でも、延長保育料を支払うことで、利用可能時間外でも利用することができます。

※保育標準時間

両親の1か月あたりの就労時間などが、共に120時間以上の場合

・・・7時30分から18時30分

利用可能時間	
7:30	18:30

●保育料について

保育料は、入所するお子さんの年齢及び父母の住民税の合計額により決定します。ただし、家族の状況によっては、同居の祖父母の住民税で決定する場合があります。保育料の年齢区分は、当該児童の入園年度の4月1日現在の年齢を適用します。

●白馬村保育料月額表

令和5年6月現在（単位：円/月額）

世帯の階層区分		3歳未満児保育料		
階層	定義	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0	0	
2	1階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	
3-1	1階層を除く市町村民税課税世帯	所得割課税額が48,600円未満の世帯 （ひとり親等の世帯）	8,000	6,000
3-2		所得割課税額が48,600円未満の世帯 （ひとり親等の世帯以外の世帯）	17,000	15,000
4		所得割課税額が48,600円以上97,000円未満の世帯	25,000	23,000
5		所得割課税額が97,000円以上169,000円未満の世帯	34,000	32,000
6		所得割課税額が169,000円以上301,000円未満の世帯	42,000	40,000
7		所得割課税額が301,000円以上397,000円未満の世帯	52,000	50,000
8		所得割課税額が397,000円以上の世帯	62,000	60,000

※3歳以上児の保育料は、0円です。

備考

- 「ひとり親等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
(1)母子又は父子世帯 (2)在宅障害児（者）のいる世帯
- 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額（住宅ローン等の控除前の額）を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定します。
- ひとり親等の世帯で所得割課税額が77,101円未満の世帯について、世帯で第一子は3-1階層額となります。
- 3の場合を除き、所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第1子は半額、第2子は無償となります。
- 3と4の場合を除き、同一世帯から2人以上の児童が認定こども園、保育所、幼稚園等に入所している場合は、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無償となります。
- 3と4および5の場合を除き、所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第2子は半額、第3子は無償となります。

●副食費

3歳以上児の副食（おかず、おやつ等）の費用が月額4,400円かかります。年収360万円未満相当世帯の子どもと、小学校就学前の子どもから数えて第3子以降の子どもは0円となります。

3歳未満児については、保育料に含まれているため徴収を行いません。

2 病児・病後児保育

お子さんが病気又は病気の回復期にあり、保育所等の施設の利用ができない期間、家庭での保育が困難な場合に、利用基準を満たしているお子さんを一時的に預かり保育を実施します。

北アルプスキッズルーム（病児・病後児保育室）

- 開設場所.....市立大町総合病院西棟3階（電話：080-2562-4925）
- 利用対象者...満1歳から未就学児（住所要件有）
- 開設日等.....月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始は除く）、8時～18時
- 利用料金.....0円～300円/時間
- 利用方法等...事前登録が必要となります。

詳しくは子育て支援課（電話：85-8101）へお問合せください。



3 幼稚園

●信学会白馬幼稚園

所在地：白馬村北城895-4

電話：0261-72-7722

設置者：学校法人 信学会

ホームページ：<https://k17.shingakukai.or.jp/>

定員：60名 受入対象児童：2歳児（6名） 満3歳～5歳

入園金：20,000円

月額保育料：（満3歳～5歳）無償 その他実費：給食費、学習費など



●幼稚園と保育園の違い

幼稚園は「教育施設」、保育園は「児童福祉施設」です。延長保育の充実などにより目立った違いはなくなってきていますが、幼稚園教諭の他に、英会話、体育等の先生を配置することにより、学びが深まる工夫をしています。

●幼稚園は「初めての学校」

信学会白馬幼稚園は「遊び」が学びの中心です。子ども達は「遊び」から様々な事を学んでいきます。遊びの中で物事を考える基本や友達と共に協力する楽しさ、探求心、好奇心、意欲が育まれることを願い、遊びが一人ひとりの幼児に効果的な学びになるよう支援を工夫しています。

●幼稚園の無償化について

「改正子供・子育て支援法」により満3歳～5歳の保育授業料の利用者負担額は無償となります。通園費等は無償化の対象外です。預かり保育については、保育の必要性の認定を受けた場合、月額最大11,300円まで無償となります。（1日上限450円）

●お預かりがあります

家庭の事情により、朝は7時30分からの早朝保育。夕方は6時30分までの延長保育があります。30分当たり100円です。

ただし、冬季の土曜保育、お盆や正月、年度末は保育がない期間があります。

（必要なご家庭は、白馬村子育て支援ルームの一時預かりを申し込みにより利用することができます。）

●昼食は給食が中心

給食は長野市内業者から提供されます。一人月額5,724円（税込）です。火曜日～金曜日のご飯のみ持参となります。木曜日は汁物が付きます。月一回のお誕生会の日は完全給食、手作りお弁当の日は年4回です。

4 家庭的保育（地域型保育事業）

●Familia Hakuba（ファミリア はくば）

所在地：白馬村北城5976-3

電話：0261-85-4958

定員：5名 受入れ対象児童：0歳（生後10か月を過ぎた翌月の1日以降）～2歳児

保育時間：午前8時15分～午後4時15分（8時間）

休園日：日曜日・祝日・8月13日～8月16日・12月29日～1月3日



●家庭的保育とは

市町村の認可を受けた保育事業者で、保育所と連携しながら、小規模な保育事業を行います。

●申込み等

申込み、入園説明会、保育料等はしろうま保育園と同様ですので、子育て支援課までお問い合わせください。

5 小規模保育（地域型保育事業）

●サンライズキッズ保育園 白馬園

所在地：白馬村北城8742-1

電話：050-8881-1366

定員：19名 受入れ対象児童：0歳（生後6か月を過ぎた翌月の1日以降）～2歳児

●小規模保育とは

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、定員が6名以上19名以下の少人数で保育事業を行います。

●申込み等

申込み、入園説明会、保育料等はしろうま保育園と同様ですので、子育て支援課までお問い合わせください。

6 一時保育



保護者の休息・疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭・就労等の理由により、家庭で保育できないお子さんを一時的にお預かりし保育します。

●対象児

- ・村内に住んでいる（住民票のある方）、就学前までの乳幼児
 - ・村内に住んでいないが、祖父母が住んでいる方（祖父母の住民票がある方）
- ただし、村民優先となります。

※満10か月を過ぎた翌月の1日から就学前までの期間ご利用いただけます。

●日時

月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時00分

●開所場所

曜日	場所	住所
月～金曜日	子育て支援ルーム	白馬村北城6938
土曜日	認定こども園 しろうま保育園	白馬村北城6509

●料金

3歳以上	3歳未満
150円/時間	300円/時間

※年齢区分はその年の4月1日時点とし、誕生日が来ても年度途中で変わることはありません。

●申し込み方法・申し込み期限

- ・年度毎、利用開始までに「一時保育・休日保育申込書」を提出してください。
※用紙は子育て支援ルームにあります。
- ・申込書提出後は、利用日の2日前までに子育て支援ルーム（電話：0261-72-3025）までご連絡ください。

●その他

- ・満6か月～10ヶ月までの乳児は、8時30分～12時の間で希望する時間の中で2時間程度、月曜日と水曜日に限り利用できます。1週間前までに予約表の提出が必要となります。
- 詳細は支援ルームにお問合せください。

7 休日保育



保護者が日曜日、祝日に就労などにより、家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりします。対象児及び料金・申込書の提出は一時保育と同様です。

休日保育

- 実施場所・・・子育て支援ルーム
- 実施日・・・日曜日、祝日（年末年始を除く）
- 実施時間・・・午前8時30分～午後5時00分
- 申込方法・・・利用日の3日前までに子育て支援ルームまでご連絡ください。



8 認可外保育

白馬村内に住民票がなくても利用できますので、各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地等	提供サービス	対象児童年齢
Hakuba Babysitting HINA	〒399-9301 北城6376-1 TEL：0261-85-5004	居宅訪問型保育	1歳～
Hakuba Babysitting MommySmile	〒399-9301 北城1296-6 TEL：090-6123-1485	居宅訪問型保育	制限なし

小・中学校・高校

1 小学校・中学校

● 小学校入学までの流れ

- 10月 入学予定校において、就学時検査を受診
- 10月 白馬村ふれあいセンターにおいて、健康診断を受診
- 1月下旬 村教育委員会から入学通知書を発送
入学予定校から入学式日程のお知らせ
- 2月 入学予定校において、来入児一日見学へ参加
- 4月 第1週 入学式

● 就学指定校

住民登録している住所から指定された学校への通学が原則となっています。
 (神城：白馬南小、北城：白馬北小)
 事情により認められる場合に限り、指定校を変更することができます。

● 村立小学校 2校

学校名	所在地	電話番号	学校教育目標
白馬南小学校	〒399-9211 白馬村神城7035	TEL 0261-75-2010 FAX 0261-75-3720	学び合う・はげみ合う・ むつみ合う
白馬北小学校	〒399-9301 白馬村北城7078	TEL 0261-72-2029 FAX 0261-72-6758	元気で明るく今を頑張る 北城の子ども

● 村立中学校 1校

学校名	所在地	電話番号	学校教育目標
白馬中学校	〒399-9301 白馬村北城2180	TEL 0261-72-2026 FAX 0261-72-4863	人生を楽しむ

2 白馬村学校給食センター



村の子どもたちの食育の拠点として1日あたり約700食の給食を提供しています。
 食材は地元産の物など使用しております。詳しくは白馬村ホームページをご覧ください。

3 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校と地域の皆さんが継続的に連携していくための仕組みをもった学校のことで、具体的には「学校運営協議会」が設置され、地域の中から選ばれた委員の方々に各学校の運営に意見を述べていただく仕組みです。

白馬村でも白馬南小、白馬北小、白馬中学校で既にこのコミュニティ・スクールが導入されており、子どもたちに対して地域の皆さんと連携しながらいろいろな活動を進めています。

多くの地域の皆さんとふれ合うことで、子どもたちは社会で生きる大切な力を高めていきます。学校と地域が手を取り合って、一緒に子どもたちを育てていきましょう。

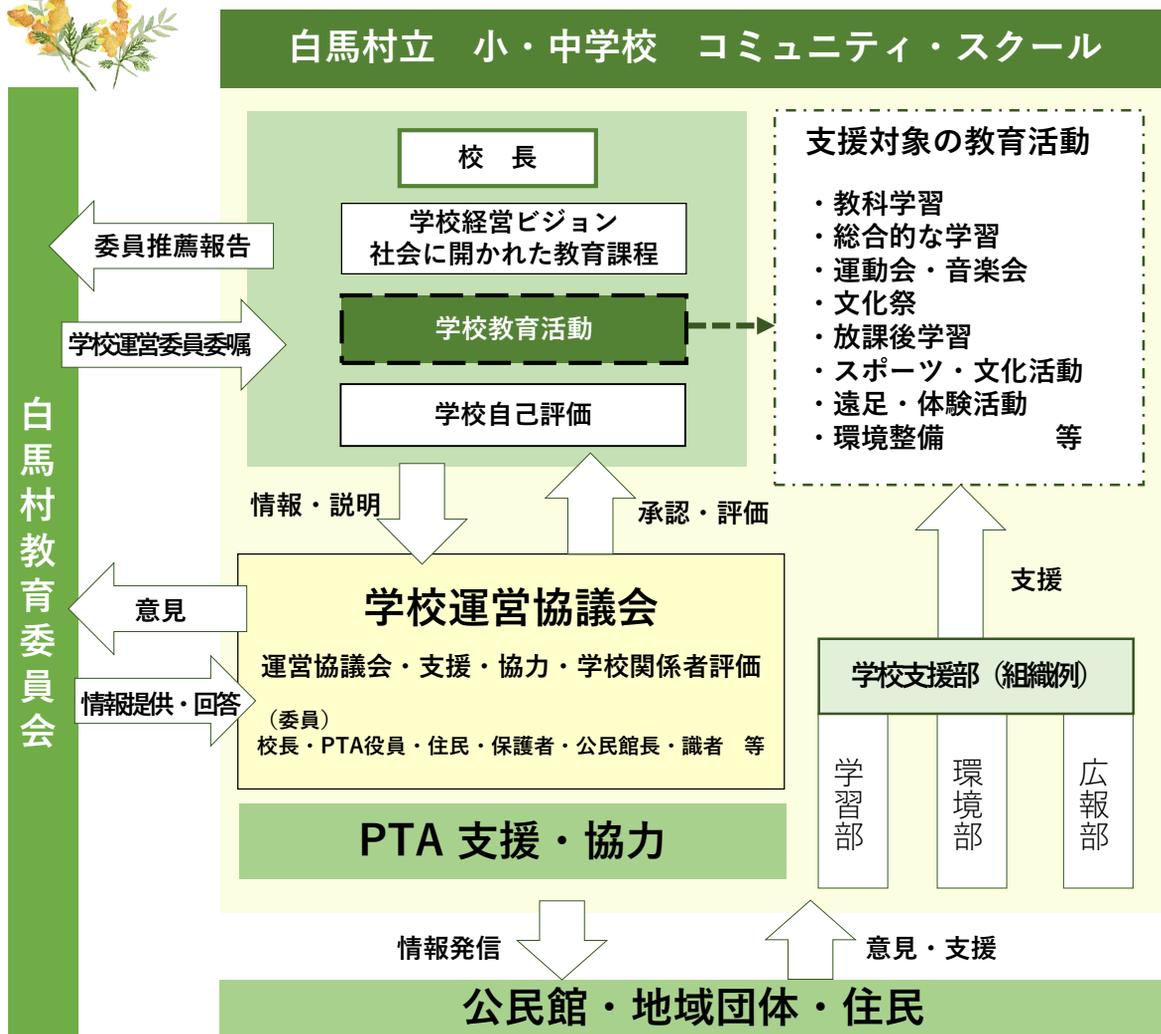
具体的には各校が「子どもたちにこんな事を教えたいんだけど…」、「子どもたちとこんな事やりたいんだけど…」、というときに各校にボランティア登録して頂いた方にお声がけし、子どもたちと一緒に活動して頂きます。

例えば「米づくりを授業で扱いたいけど米作りをやったことある先生がいなくて…」や「樹木の雪囲いのやり方、地域のどなたか教えてもらえないかなあ…」といった場合に、地域学校協働活動推進員を中心にボランティア登録者と各校の要望をマッチングさせます。

「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に、子どもたちの健やかな成長のため、地域の皆さまご自身の出来ることと、各校の要望がマッチした時は、是非ボランティア登録をお願いします。



白馬村立 小・中学校 コミュニティ・スクール



4 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、日中保護者が就労などにより家にいない家庭の児童に対して、放課後や学校休業期間中、保護者に代わって保護を実施する施設です。

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として、政令で定める基準に従い、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図っています。

●入所できるお子さん

村内小学校に就学しているお子さんで、下校後保護者が就労等により家庭にいないお子さん

●開所場所

児童クラブ	住所
白馬北小放課後児童クラブ	白馬村北城7025 白馬村保健福祉ふれあいセンター3階
白馬南小放課後児童クラブ	白馬村神城7035 白馬南小学校体育館内

※土曜日や長期休暇は合同で実施 (白馬北小放課後児童クラブ：土曜日)
(白馬南小放課後児童クラブ：長期休み)

●開所時間

平日 下校時間～午後6時まで

学校休業日(長期休暇含む)・土曜日 午前8時～午後6時まで

●休所日

日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

●利用料

月額2,300円

※入所利用料は月ごとに発生します(入退所による日割りはありません)

※利用回数に限らず、登録をしている場合は利用料が発生します。月単位で利用をしないことがわかっている場合は、一度退所の手続きを行ってください。

●入所の申し込み

「児童クラブ入所申請書」を入所希望日の7日前までに子育て支援課へ提出してください。

初めて入所するお子さんは、顔写真を添付してください。(スナップ写真可)

5 白馬村放課後子ども教室

放課後子ども教室は、村内小学校に通う1年生～4年生の子どもを対象として、子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参加を得て学習やスポーツ、遊びの活動を進めています。

	白馬南小 放課後こども教室	白馬北小 放課後子ども教室
開設場所	白馬南小ミーティングルーム 白馬南小体育館 (児童クラブと合同)	白馬村多目的研修集会施設 (白馬村役場隣) 研修室・多目的ホール
開設日	学校開校日の木曜日	学校開校日の月曜日
時間	下校時間後～午後5時	
利用料	年間1,000円	
申込み	「子ども教室申請書」を申請期間内に子育て支援課へ提出してください。	

6 小学生の健診・相談

●子どもから始める生活習慣病予防健診

生活習慣病は、大人だけの病気ではなくなってきました。子どものころから、自身の体の変化に気づいていただくため、小学5年生・中学生2年生を対象に、身体計測・血液検査・血圧測定を行います。対象者には個別に案内します。

●子どもから始める生活習慣病予防健診事後相談

健診で保健指導が必要・医療機関の受診が必要と判定された小中学生及び保護者を対象に個別相談を行います。対象者には個別に案内します。

●こころの相談会

子育ては思い通りにいかないことの連続でイライラすることもあるでしょう。誰かに話すと楽になったり、気持ちの整理をすることができます。臨床心理士による相談会です。

- ・原則、奇数月第4火曜日 午前10時～午後3時
- ・ふれあいセンター 2階福祉相談室

●ひきこもり相談

6か月以上、自宅にひきこもって社会参加をしない状態が持続することをひきこもりとよんでいます。長期化するほど回復が困難になると言われています。思い切って相談してみましょう。相談日は広報等で案内します。

7 助成制度など



●就学援助制度

経済的な理由によりお子さんの就学諸費用にお困りの場合、保護者の方に学用品費・給食費などを補助する制度です。生活保護は受けていないものの、これに準じる程度に生活が困難な方が対象となります。小学校入学前には郵送により、入学後には学校を通じて案内をしています。

●特別支援教育就学奨励制度

村内小・中学校の特別支援学級へ就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、世帯の所得状況によって「特別支援教育就学奨励費」を交付しています。詳細は学校を通じて1月頃に案内しています。

●遠距離通学費補助制度

遠距離地域から村内小中学校に通学をする児童生徒の保護者に対し、遠距離通学費補助金を交付しています。詳細は学校を通じて5月頃に案内しています。

●給食費減免

多子世帯の第3子以降の子について給食費を全額免除します。なお、申請があった時からの適用となります。

※多子世帯とは高校生以下（同等以下の年齢）の子を3人以上現に養育している方です。



●はくばっ子応援給付金

次代を担う子の成長を祝うとともに、小中学校及び高等学校等への進学時又は企業等への就職時における家庭の経済的な負担を軽減し、子の健全な育成を支援することを目的に児童・生徒1人につき10,000円を給付します。

*いずれの場合も申請並びに支給決定時点で白馬村に住所を有することが条件です。

給付金名	支給対象者	支給額 (1人につき)
小学校入学校祝金	4月1日現在において、村に住所を有し、小学校第1学年へ入学する児童を養育している保護者であって、当該児童と同一世帯である者	10,000円
小学校卒業祝金	小学校第6学年に在学し、本学校を卒業する見込みである児童を養育している保護者であって、村に住所を有し、当該児童と同一世帯である者	10,000円
中学校卒業祝金	中学校第3学年に在学し、本学校を卒業する見込みである生徒を養育している保護者であって、村に住所を有し、当該児童と同一世帯であるもの	10,000円

8 高校



●私立高等学校等奨学補助制度

私立高等学校に在学する生徒の奨学と保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付しています。対象となる方は、保護者が白馬村に住所を有し、お子さんが長野県内の私立高等学校に在籍する場合です。補助金の額は、生徒一人について年額20,000円です。

白馬高等学校



普通科

基礎学力の定着から四年制大学進学まで、幅広いニーズに対応します。基礎を確かめ学習方法を身につける「代かきタイム」、地域の自然を活用した環境に関する研究やスポーツ、時事問題、情報活用など、様々な分野に触れながら自分の進路を考え、卒業後に必要となる実践力を身につけます。2年次より以下の2コースに分かれます。

文理コース

主に四年制大学・短期大学・看護系専門学校への進学や公務員を目指します。

教養コース

主に専門学校などへの進学や就職を目指します。

国際観光科

「世界水準の山岳観光地づくり」を目指す白馬村・小谷村エリアにおいて『世界と白馬をつなぐグローバルな観光人材の育成』を目的に、恵まれた観光資源を活かした教育を行います。生きた実践英語力の養成をベースに、観光に関する知識・技能及びホスピタリティマインドを学び、全国から集まった仲間と切磋琢磨しながら国際的な感覚を身に付けて観光をはじめとする様々な分野で活躍する人材を育てます。2年次より以下の2コースに分かれます。

国際コース

主に国際系・観光系・外国語系大学等への進学を目指す生徒に対応
※私立文系四年制大学進学に対応

観光コース

主に国内観光分野を中心に活躍することを目指します。



この地域で学ぶ生徒のために白馬村と小谷村が協力して白馬高校内で運営する学習塾です。

都市部と比べて進学塾や家庭教師などが少ない環境でも、生徒一人ひとりが進路実現を目指して学習に取り組めるよう支援します。高校との連携を図り、ICTを活用しながら効率的な学習を進めます。

公営塾で学べること

◎大学受験指導等（教科学習）

生徒一人ひとりの目標や進捗に合わせたカリキュラムを作成します。

◎輝☆らぼ（てるらぼ）

公営塾で始めたプロジェクト学習で、学習者が自ら課題を発見し、目標を明確にし、情報を集め、課題解決する学習です。

◎英会話、資格取得サポート

英会話学習として英語でのコミュニケーションレッスンや、スピーチコンテストへの参加、村内に滞在中の外国人へのヒアリングを行っています。また、英検など生徒が望む様々な取得に対しても柔軟に支援します。

全国各地から白馬高校に集う生徒のために、白馬村、小谷村で協力して寮を運営しています。寮を単なる生活の場ではなく、寮生活を通じて自立心や協調性を育みながら人間的な成長を促すことを目指しています。寮にはスタッフが常駐し、生活を見守り、地域行事への参加や寮内イベントなどを開催しています。

寮は学校まで徒歩20～30分程度、自転車で5～10分程度の距離にあります。



障がいのあるお子さんへの支援

1 手帳について



身体障害者手帳

●内容

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳は、障がいの程度により、1級から6級までに区分されます。

●対象者

身体障害者等級表に掲げる視覚・聴覚・平衡・音声・言語またはそしゃく、上肢、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある者

●必要なもの

手続き		必要な場合	写真	診断書	手帳
交付申請		初めて手帳を受け取る時	○	○	—
再交付申請	程度変更	障がいの程度が変わったとき	○	○	○
	障害追加	他の障がい加わったとき	○	○	○
	再認定	再認定（診断）通知を受けたとき	△	○	○
	紛失	手帳をなくしたとき	○	—	—
	破損	手帳を破損したとき	○	—	○
	写真貼替	写真を貼り替えるとき	○	—	○
届出	居住地変更	住所が変わったとき	—	—	○
	指名変更	名前が変わったとき	—	—	○
	返還	死亡、障害者手帳の程度に該当しなくなったとき	—	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。 △：後日必要になる場合があります。

写真について

タテ4cm×ヨコ3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後半年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）デジタルカメラで撮影し、プリンタで印刷した品質の粗悪なもの及び、ポラロイドカメラで撮影したものは受け付けられません。

診断書について

障がい別の所定の身体障害診断書・意見書（申請前2か月以内に診断を受けたもの）が必要になります。県が指定した医師以外によるものは無効です。

※村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ住居変更の届出をしてください。

注意事項

●再認定について

身体障害者手帳の障がい程度が、成長、進行性の病変または更生医療の適用等により変化が予想される場合は、再認定を行い、障がいの現状を判断する必要があります。再認定対象者には、手帳交付時に通知します。再認定は、身体障害者手帳の申請をされたのと同様に、身体障害者福祉法第15条の規定に基づき医師の診断を受け、身体障害者診断書・意見書の提出が必要です。

療育手帳



健康福祉課
85-0713

●内容

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、子の手帳を見せる事により様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。手帳は障がいの程度により、A1、A2、B1、B2に区分されます。

●対象者

児童相談所で知的障がいと判定された方

●必要な物

手続き		必要な場合	写真	手帳
交付申請		初めて手帳を受け取る時	○	—
転入届		他都道府県、他市町村から転入した時	—	○
※再認定		次の判定年月日の約2か月前になった時	○	○
再 申 交 付 請	紛失	手帳をなくしたとき	○	—
	破損	手帳を破損したとき	○	○
記 載 事 項 変 更 届	住所変更	本人または保護者の住所が変わったとき	—	○
	氏名変更	本人または保護者の住所が変わったとき	—	○
	その他	身体障害者手帳の交付状況等が変わったとき	—	○
返還届	死亡	本人がなくなったとき	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。

※再判定の時は、児童相談所へ、手帳所持者が予約をし、再判定を受けてください。

(申請の必要はありません。)

写真について

タテ4cm×ヨコ3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後3か月以内のものを1枚お持ちください。(申請書に貼り付けないでください。) デジタルカメラで撮影し、プリンタで印刷した品質の粗悪なもの及び、ポラロイドカメラで撮影したものは受け付けられません。

注意事項

※村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ住居変更の届出をしてください。

松本児童相談所
松本市波田 9986
0263-91-3370

精神障害者保健福祉手帳



●内容

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

手帳は、障がいの程度により、1級から3級までに区分されます。

●対象者

精神疾患を有する者（知的障がいを除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者。

●必要な物

手続き	必要な場合	申請書 ^{※1}	写真	添付書類 ^{※2}	手帳
新規交付申請	初めて手帳を受けるとき	○	○	○	—
更新	有効期限がきれたとき	○	△ ^{※3}	○	○
程度更新	障がいの程度が変わったとき	○	○	○	—
紛失	手帳なくしたとき	—	○	—	—
破損	手帳を破損したとき	—	—	—	○
居住地変更	住所が変わったとき	—	—	—	○
氏名変更	名前が変わったとき	—	—	—	○
返還	死亡したとき	—	—	—	○

凡例 ○：必ずお持ちください。

※1…申請書は健康福祉課にあります。

※2…添付書類は（ア・イのいずれか）

ア：医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

イ：障害者年金関係書類（精神障がいを事由とする）及び同意書

【関係書類の例】年金証書の写し、裁定通知書の写し、直近振込通知書の写し

※3…現在も受けている手帳（写真付）で5回目の更新時には必要です。

旧制度の手帳を更新する場合も必要です。

写真について

タテ4cm×ヨコ3cmの大きさで、無帽、上半身、撮影後1年以内のものを1枚お持ちください。（申請書に貼り付けないでください。）デジタルカメラで撮影し、プリンタで印刷した品質の粗悪なもの及び、ポラロイドカメラで撮影したものは受け付けられません。

注意事項

- ・初診日から6か月以上経過している方
- ・精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。
（有効期限のおおむね3か月前から更新手続きができます。）
- ・申請をしてから手帳の交付までには2か月程度かかります。

※村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ住居変更の届出をしてください。



特別児童扶養手当

●対象者

重度もしくは中度の身体障がいまたは知的障がい、精神障がいがある20歳未満の在宅の児童を監護している者。

身体障がい	身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部程度 (内部障がいについては、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの)
知的障がい	療育手帳A1、A2、B1程度
精神障がい	上記の身体障がい、知的障がいに準ずる程度のもの (日常生活が著しい制限を受けるもの)

●内容

- 支給額(月額) … 1級：55,350円 2級：36,860円 ※令和6年4月分以降
※支給額は、年によって変動する場合があります。
- 支給方法…口座振替
- 支給時期…年3回(4月、8月、11月期(4月・8月・11月の10日))

●必要な物

- 認定請求書 ・ 戸籍謄本 ・ 認定診断書 ・ 日常生活の状況について
- 身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード又は通知カード(保護者及び児童)
- 印鑑 ・ 振込先口座申出書 ・ 保護者(受給者)名義の預金通帳
- 保護者(受給者)が対象児童と別居している場合は、別居監護申立書

●申請時期…随時

注意事項

- 障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。施設入所児は除きます。所得制限があります。
- 村外へ転出する場合には、転出先の市役所、町村役場へ、住民票の届けとは別に、福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。



障害児福祉手当

●対象者

村内に住所がある20歳未満の児童で、身体障害者手帳1級及び2級の一部並びに、療育手帳の一部に該当する者

●内容

支給額(月額) … 15,220円 (※支給額は、年によって変動する場合があります。)

支給方法…口座振替

支給時期…年4回(5月、8月、11月、2月)

●必要な物

- ・認定請求書
- ・戸籍謄本
- ・認定診断書
- ・身体障害者手帳または療育手帳（お持ちの方のみ）
- ・マイナンバーカード又は通知カード（保護者及び児童）
- ・印鑑
- ・本人（対象児童）名義の預金通帳（ゆうちょ銀行は振込専用の口座登録が必要です）
- ・所得状況届

●申請時期…随時

注意事項

施設入所児は除きます。所得制限があります。障がいを支給事由とする公的年金と併給はできません。



障害者扶養共済

●対象者

障がいのある方（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B2及び精神障害者保健福祉手帳1～3級程度の永続的障がいを有する者）を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）で、次のすべての要件を満たしている者

- ・村内に住所があること
- ・加入時（口数を追加される場合は、口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
※健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

●内容

障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を払い込み、加入者がお亡くなりになった、または著しい障がいを有する状態となったとき、加入者が扶養していた障がいのある方に月額一口20,000円の年金を支給します。

1人の障がいのある方につき二口まで加入できます。

加入者は、1人の障がいのある方に対して1人です。2人以上で同一の障がいある方の加入者になることはできません。

●掛金について

1. 掛金月額

掛金の月額は、加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まります。（9,300円～23,300円）

※掛金は改定される場合があります。

2. 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して、掛金の減免を行っています。詳しくは健康福祉課までお問合せください。

弔慰金の支給について



加入期間が1年以上で、障がいのある方が加入者より先にお亡くなりになられた時は、加入者に対し加入期間（後から口数を追加された分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金が支給されます。

1～5年未満…………… 50,000円

5～20年未満……………125,000円

20年以上……………250,000円

※制度の見直し等により、弔慰金の額が改定される場合があります。

●必要な物

- ・印鑑
- ・障がいの程度を証明する書類（手帳）など

注意事項

各種手続きにより必要書類は異なりますので、健康福祉課までお問い合わせください。

3 障害者総合支援法・児童福祉法に基づくサービス

障がい児支援サービス

障がい児支援サービスは、通所などにより障がい特性に合わせた専門的な支援を提供するものです。

サービス名	内容
児童発達支援	通所などにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを行うものです。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、基本的な動作指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

自立支援医療（育成医療）

●対象者

18歳未満の児童

●内容

障がい部位に対する手術等により、障がいを軽減し、日常生活の便宜を図るための医療の給付を行います。利用にあたっては、医療を開始する前に必ず申請を行ってください。また、身体障害者手帳を所持していなくても対象となります。

注意事項

診断・手術等を行う医療機関は指定されていますので、あらかじめご相談ください。

原則として費用の1割の自己負担と所得に応じた上限額の設定があります。

●必要な物

- ・支給申請書
- ・印鑑
- ・育成医療意見書
（指定医療機関の医師によるもの）
- ・税務情報閲覧に関する同意書
- ・健康保険証（写し）
- ・マイナンバーカード又は通知カード
（受給者と同一保健の加入者全員分）
- ・特定疾病療養受給者証（該当者のみ）



日中一時支援事業

●対象者

常時介護を必要とする障がい児・者等

●内容

介護者の必要に応じ、白馬村に登録した介護事業所等において障がい児・者の日中活動の場所を一時的に提供することにより、介護者の就労支援、一時的な休息を図ります。利用者の身体状況等により1か月の利用限度時間が設定されます。

●利用料

食費・光熱水費等実費については直接事業所にお支払いいただきます。村にお支払いいただく利用料はありません。

●必要な物

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ・手帳等をお持ちでない場合は介護を必要とする証明書
（医師の診断書、児童相談所の判定書等）
- ・印鑑



注意事項

- ・年度ごとに申請が必要になります。
- ・白馬村に登録した支援事業所でのみサービスの利用が可能ですので、事前に健康福祉課までお問い合わせください。（個人介護者も登録できます。）

5 発達上の心配や障がいのある児童・生徒の就学

「どんな学校や学級があるの?」「わが子に合ったサポートが受けられるのかしら」「どこに相談をすればいいんだろう」など、わからないことや不安な点が多くあると思います。お子さんのこれからの成長を願って、一人一人に最もふさわしい教育環境や支援のあり方を共に考え、決定していきます。



子育て支援課
85-8101

●特別支援教育

わかりやすく言い換えると、「それぞれのこどもの障がいや特性に応じて、具体的な指導や支援を行うことで、苦手なことを補い、本来持っている能力を伸ばすための教育」となります。

例えば……

- ・専門性のある教員や支援員といった人的な配置
- ・落ち着いて学習できる環境の整備
- ・わかりやすい教材の工夫
- ・不安感を和らげるような声掛け
- ・相談体制や場所の確保 など

●就学相談

子育て支援課の相談員がお子さんの参観、保護者との懇談を行います。早い時期から準備が大切とされていますので、年中児の時から相談を始めています。より良い就学についての相談の他、日頃の子育ての悩みもお聞きします。

●学校見学・体験

特別支援学校（養護学校）、村内への小学校への見学や体験をお勧めしています。学校公開日以外にも、個別に申し込むことが可能です。実際に説明を聞くことで、疑問点が解決したり、不安の軽減につながります。

●就学先の決定

お子さんの障がいの様子やご家庭の希望、専門家の意見、学校や地域の状況などを総合的に勘案し、教育委員会に設置された教育支援委員会の助言及び判断を経て、最も適した就学先を決定します。特別支援学校に就学される場合は、12月末までに県教育委員会に通知しなくてはならないために、スケジュールに余裕を持って準備を進めます。



近隣の特別支援学校



学校名	所在地	電話番号	種別
安曇養護学校	〒399-8602 北安曇郡池田町会染6113-2	TEL 0261-62-4920 FAX 0261-61-1019	
花田養護学校	〒393-0093 諏訪郡下諏訪町社花田6525-1	TEL 0266-28-3033 FAX 0266-26-1000	肢体不自由
松本盲学校	〒390-0802 松本市旭2-11-66	TEL 0263-32-1815 FAX 0263-36-9505	視覚障がい
松本ろう学校	〒399-0021 松本市大字寿豊丘820	TEL 0263-58-3094 FAX 0263-85-1411	聴覚障がい

小中学校の特別支援学級・通級指導教室

●特別支援学級

通常の学級における指導だけでは、十分に効果を上げることが難しいお子さんのために編成された少人数の学級です。村内小中学校の設置状況は、「知的障がい」が3校、「自閉症・情緒障がい学級」が3校です。

●通級指導教室

学級での学習におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象に、教育的な支援を行う教室です。お子さんのニーズに応じて、週1時間から週8時間以内で通級し、学びます。

教室名	対象となるお子さん	設置学校
まなびの教室	自分の気持ちや願いを伝えること、人から伝えられたことを理解することが苦手。 頑張る気持ちはあるのに、読む、書く、計算することが苦手。 授業に集中できず離席してしまう。お友だちとのトラブルが多い。等	白馬北小学校 ※サテライト教室 白馬南小学校 白馬中学校
ことばの教室 日本語教室	言語障がい 言葉の発達、発音、話し方、聞こえ方等が心配。 話し方に特徴がある。 コミュニケーションが取りにくい。	大町西小学校

※サテライト教室…設置学校のまなびの教室担当が出向いて指導を行います。



6 障がいについての相談・情報提供窓口

健康福祉課
85-0713

(1) 障がい福祉についての総合的な相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
村健康福祉課	399-9393	白馬村大字北城7025	85-0713	72-7001
大町健康福祉事務所 福祉課	398-8602	大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	23-6508	23-6509

● 障害者総合支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、下記の専門職員が、面接・電話・訪問等により、保健・福祉サービス利用の援助、職業に関する相談、その他の生活全般に関する相談支援を行います。

【専門職員の種類と業務概要】

- ・療育コーディネーター：
障がい児の療育相談、福祉サービスの利用援助や調整等
- ・身体障害者生活支援コーディネーター：
身体障がい者の福祉サービスの利用援助や調整等
- ・知的障害者生活支援コーディネーター：
知的障がい者の福祉サービスの利用援助や調整等
- ・精神障害者生活支援コーディネーター：
精神障がい者の福祉サービスの利用援助や調整等
- ・生活支援ワーカー：
電話や訪問等により、地域で暮らす障がい者の生活全般の相談支援
- ・就業支援ワーカー：
家庭や職場を訪問し、就職や職業定着支援に関する相談支援

名称	〒	所在地	電話	FAX
大北圏域障害者 総合支援センター 「スクラム・ネット」	398-8602	大町市大町1129 大町市総合福祉センター内	26-3855	26-3856

(2) 18歳未満の児童についての総合的な相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
松本児童相談所	390-1401	松本市波田9986	0263-91-3370	0263-92-1550

※児童虐待・DV24時間ホットライン 児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者間暴力）に関する通告・通報及び相談を、365日24時間、電話にて受け付けています。

(3) 保健・医療についての総合的な相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	398-8602	大町市大町1058-2 大町合同庁舎内	26-6526	26-2266
長野県精神保健福祉 センター	381-8577	長野市下駒沢618-1	026-266-0280	026-266-0502

(4) 高次脳機能障害についての相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
県立総合リハビリテーションセンター	381-8577	長野市大字 下駒沢618-1	026-296-3953	026-296-3943

高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた状態をいいます。

注意力の低下、新しい事が覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また外見上での判断は難しいため、周囲の理解が得られにくいです。

(5) 就労・雇用についての相談

名称	〒	所在地	電話	FAX
ハローワーク大町 (大町公共職業安定所)	398-0002	大町市大町2715-4	22-0340	22-7714
生活就労支援センター まいさぼ大町	398-0002	大町市大町1129大町市 総合福祉センター 2F	22-7083	22-7071

- ハローワーク大町では、心身障がい者を対象とした短期間雇用（原則3か月）を通して、常用雇用移行へのきっかけ支援を行うトライアル雇用を行っております。詳細はハローワーク大町までお問い合わせください。
- 障害福祉サービスの中の就労移行支援・就労継続支援について、一般企業への就職が困難な障がいのある方に就労機会を提供するとともに、就労に対する知識と能力の向上に必要な訓練を提供する事業です。

・就労移行支援

企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上や実習を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の方に対して、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを行います。

・就労継続支援A型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業などに就労することが困難と判断された障がい者に、雇用契約に基づく就労機会を提供します。

・就労継続支援B型

就労移行支援を利用した結果、現時点では企業に就労すること、雇用契約に基づく就労が困難と判断された障がい者に対して、就労機会の提供及び知識・能力の向上のために必要な訓練を支援します。



ひとり親家庭への支援

1 手当・助成

住民課
85-0715

母子家庭等の医療費助成

18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母子、および父子家庭の父子、または両親がいない児童が医療機関等の窓口で支払った保険診療の自己負担分の一部を支給する制度です。（制度の詳しい要件については、問い合わせてください。）

●対象者

・18歳未満の児童を単独で監護している方とその児童

●支給金額…医療機関に支払われた保険診療の自己負担から下記を差し引いた金額

- ・受給者負担金…1医療機関等について500円/1か月
- ・高額療養費、付加給付として支給された金額
- ・他制度（学校の災害共済給付金など）から支給された金額
- ・自費診療分

●申請に必要なもの…保険証、振込口座のわかるもの、所得証明（転入の方のみ）、印鑑（支給申請時のみ）

●医療費の支払いが困難な場合…貸付制度（住民税非課税世帯対象）がありますので相談してください。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

大町保健福祉事務所
23-6508

貸付を受けたい方は、大町保健福祉事務所母子・父子自立支援員へご相談ください。（個々の事情により貸付できない場合もあります。）

なお、貸付実行までには時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

資金名	貸付対象	貸付内容
母子父子福祉資金	・児童（20歳未満）を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父又はその児童（母子家庭の母、父子家庭の父が同時に扶養している20歳以上である子を含みます。） ・父母のない児童	内容については、ご相談ください。
寡婦福祉資金	・20歳以上の子を扶養している寡婦又はその被扶養者 ・扶養する子がない寡婦 ・配偶者のない40歳以上の女子 （婚姻をしたことのない方は含まれません。）	

児童扶養手当

子育て支援課
85-8101

児童扶養手当とは、離婚などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対して手当を支給することにより、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

●手当を受けることができる方

以下の条件にあてはまる児童を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、及び養育者（母又は父が監護しない場合）の方で、日本国内に住民登録をしている方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父母とも不明である児童

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は18歳に達した場合でも、心身に中程度以上の障がいを有する場合は、20歳未満の者。

※支給には申請が必要で、その他の支給要件もあります。それらの支給要件に該当するかは、ご相談ください。

●手当額（令和6年4月現在）月額

区分	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	45,500円	10,750円を加算	1人につき6,450円ずつ加算
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円を加算	1人につき6,440円～3,230円ずつ加算

●申請に必要な書類

- ・戸籍謄本、住民票（個人番号記載）、印鑑、その他必要書類は窓口へご確認ください。

JR通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当または生活保護を受けている世帯の方には、JRの通勤定期乗車券について特別割引（3割引）があります。なお、通学には適用されません。

●手続き

子育て支援課窓口であらかじめ特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書の交付を受け、定期券購入の際JR窓口へ提出してください。

2 養子縁組と里親制度

子育て支援課
85-8101

2つの制度について

松本児童相談所
0263-91-3370

養子縁組とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものための制度です。

養子縁組制度には、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」があります。

「特別養子縁組」は、実の親（生みの親）との法的な親子関係が解消され、戸籍の表記は実の親子とほとんど変わりません。「普通養子縁組」は、実親との法的な親子関係は残り、戸籍上に生みの親の名前も併記され、実親と養子との間で法律上の関係が残ります。

里親は、生みの親に代わり、一定期間子どもを育てる制度です。子どもとの間に法的な親子関係はありません。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。



相談

相談窓口一覧

相談事項	内容	相談時間	連絡先
白馬村こども家庭センター (子育て支援課内)	妊娠・出産期から18歳までの切れ目ない子育て支援をおこないます。	平日 午前8時30分～午後5時	0261-85-8101 (直通)
子ども電話相談	学校教育に関する悩みや、子育てに関する悩みについて	平日 午前8時30分～午後5時	0261-85-0713 (直通) <small>ファミサポ</small>
心の相談会	白馬村で実施している臨床心理士による面談・電話相談。要予約	原則第4火曜日 午前10時～午後3時 ふれあいセンター2階 福祉相談室	予約・お問い合わせ 0261-72-7830 (匿名可能)
精神保健福祉相談	大町保健福祉事務所では毎月1回精神科医による心の健康に関する個別相談を行っています。 (思春期の心の問題、統合失調症、うつ病、躁うつ病、アルコール依存症、薬物依存症、ストレス、自死遺族の相談等)	毎月1日 (原則第3水曜日) 午後2時～午後5時 (予約制)	相談は予約制です。 事前に申し込みをお願いします。 健康づくり支援課 0261-23-6529
ひきこもり相談	長野県ひきこもり支援センター専門相談員による電話・面接相談。ひきこもっているご本人、ご家族等からの相談に応じるとともに、相談内容によって、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげます。	平日 午前8時30分～ 午後5時15分 (祝日・年末年始除く)	026-277-1810
長野県小児救急電話相談	お子さんの夜間のケガや急病等の際、保護者の方々が対処に戸惑う時や、医療機関を受信すべきかどうか判断が難しい時に、応急対処の方法や受診の要否等について助言を行います。	毎日 午後7時～翌朝8時	#8000 ダイヤル回線・IP 電話の場合は、 [026-235-1818] へおかけください。
産婦人科オンライン 小児科オンライン	P5、P16をご覧ください。		
妊娠子育て ホットライン信州	妊娠、出産、子育ての悩みについて助産師が応じます。	毎週(火)(木) 午前10時～午後4時 ※祝日・年末年始除く	0263-31-0015
にんしんSOSながの	予期せぬ妊娠で悩みのある方のための相談窓口	毎日 24時間(匿名OK)	0210-68-1192
まいさぼ大町	生活や就労などでお困りの方の総合的な支援を行います	平日 午前9時30分～午後5時	0261-22-7083

子育て支援ショートステイ事業



病気やその他の理由によりご家庭でお子さんの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で一時的にお子さんをお預かりします。

●対象…村内に住所を有する18歳未満のお子さんの保護者が下記のいずれかに当てはまる場合。

- (1) 疾病にかかり、または負傷しているとき。
- (2) 妊娠中又は出産後間がないとき。
- (3) 同居の親族を看護しているとき。
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき。
- (5) 冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事へ参加するとき。
- (6) 育児疲れ、慢性疾患時の看護疲れ、養育不安の状態であるとき。

●実施施設…松本児童園、松本赤十字乳児園

●利用期間…7日間を限度とする。

●利用料…所得とお子さんの年齢に応じた設定となりますので、問い合わせてください。



施設・団体

1 施設

生涯学習スポーツ課
72-8770

白馬村社会体育施設の利用について

村内には、以下の社会体育施設があります。ご利用をご希望の場合は各施設とも、印鑑および使用料をご持参のうえ、ウイング21にて申し込みください。

施設の名称		利用料 (1時間あたり)	備考
ウイング21	トレーニングルーム 及び ランニングトラック 大人	300円	
	アリーナ 全面使用	2,000円	
	アリーナ 1/2面使用	1,000円	
	アリーナ 1/4面使用	500円	
北部農業者 トレーニングセンター	多目的室	400円	
	アリーナ	800円	半面利用は1/2
南部農業者 トレーニングセンター	アリーナ	800円	半面利用は1/2
北部グラウンド		400円	半面利用は1/2
南部グラウンド		400円	
グラウンド夜間照明施設		1,100円	
B&G海洋センター	プール	一般	1回 200円
		高校生以下	1回 100円
開館期間 6月上旬～9月下旬			
白馬クロスカントリー競技場	スキーコース	1日あたり300円	※問い合わせ先注意

※営業利用および夏季特別貸出の利用は上記金額とは異なります。

白馬クロスカントリー競技場に関するお問い合わせ先は☎ 75-3934にお願いします。

プールの休館日、閉館時間、教室の内容については白馬村ホームページをご覧ください。

●申し込み方法等

- ・予約はウイング21窓口となります。所定の用紙を記入し使用料を支払ってください。
 - ・電話での予約はできません。
 - ・受付 …午前8時30分～午後5時（休館日は予約できません。）
 - ・利用時間…体育施設 …午前9時～午後9時30分
グラウンド：午前9時～午後9時（5月～11月）
※降雪状況によって、ご利用期間が前後する場合があります。
 - ・休館日 …年末年始（12月29日～1月3日）
- ◎キャンセル等…キャンセル・予約変更には規定のキャンセル料金がかかります。
◎料金等ご不明な点は、ウイング21 ☎72-8770にお問い合わせください。

白馬村図書館



開館時間…午前9時～午後6時

休館日 …毎週月曜日・祝日
館内整理日（毎月最終金曜日）
特別整理日
年末年始（12月29日～1月3日）

●図書等の貸出について

館外への貸出を希望される方は、利用者登録が必要です。

●利用者登録について

北アルプス地域（白馬村・小谷村・松川村・池田町・大町市）に住所のある方は登録できます。現住所の確認ができるものをご持参のうえ、お申し込みください。小学生以下は申込者本人がいなくても、申込者の本人確認証の提示で登録できます。

●貸出期間等について

貸出期間は3週間、貸出冊数は10冊までです。

●デジとしょ信州について

市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」を開設しています。利用申込には、住民登録の確認と白馬村図書館の利用者番号が必要です。

白馬村図書館蔵書検索URL

デジとしょ信州URL



2 白馬村スポーツ少年団

指導者随時募集中

スポーツ少年団では、各単位団において子どもたちに指導していただける方を募集しております。得意種目、自薦他薦は問いません。熱意のある方をお待ちしています！

白馬村スポーツ協会

〒399-9310

長野県北安曇郡白馬村大字北城2066ウイング21内

☎ 0261-72-8770 FAX 72-8771

※お問い合わせは各担当者までお願いいたします。



開拓使館

開拓使館では剣道を学ぶ事を通して礼儀や返事、姿勢や立ち振舞いなどを身につける事ができる様きびしさの中でも楽しく仲良く稽古をしています。稽古の他に年に1度のクラブ祭や合宿も行っています。また剣道で学んだ技や心を試す為、県内外の大会にも積極的に参加しています。ぜひ一度、お楽しみ体験会にいらして下さい。お待ちしております。

- 活動時間…午後7時～8時30分（園児・低学年 午後8時まで）
- 活動場所…毎週月曜日（ウイング21アリーナ）・金曜日（白馬南小学校）
- お問い合わせ先…笹川（090-2726-6242）

白馬リトルリーグ（硬式野球）

現在は団員数の減少により、大北地域全域の子どもたちを対象に大町白馬リトルリーグ（白馬支部）として活動しています。野球の楽しさを体感しながら、野球の技術・礼儀・集団行動など人間的成長を目指しています。野球をやってみたい、スポーツをやってみたいと考えている子供たち、グラウンドへ遊びに来てください！

- 活動時間…毎週土曜日、日曜日 午前9時～午後4時
- 活動場所…大町市杜B&Gグラウンド・大町市屋内運動場（冬期）※要望により村内あり
- お問い合わせ先…滝沢（090-8843-6696）

白馬アラグランデFC

アラグランデFCは、日本サッカー協会の理念と同じ、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献したいと考えております。ぜひ、私たちと心身を動かし、心を動かし、大切なものをたくさん見つけていきましょう。

- 活動時間…月曜日～日曜日 午後4時～コース別（詳しくはお問い合わせください）
- 活動場所…北部グラウンド・南部グラウンド
- お問い合わせ先…八木（090-8527-4955）

白馬トランポリンクラブ

トランポリンの基本ジャンプから1回宙返り・2回宙返りの技の指導も行っています。競技クラスの子供達には自分の目標を設定させ、目標に向かった練習をコーチがサポート、バジジテストクラスの子供達はバジジテスト1級目指して基本技を練習します。随時体験も行っていますので、気軽に覗いてみてください。

- 活動時間…毎週月曜日・木曜日 午後5時15分～8時
- 活動場所…源太郎ジム
- お問い合わせ先…永井（070-1045-0881）

白馬NBAクラブ

村内小学生と白馬中学バスケットボール部を中心に活動しています。バスケットボールの楽しさをたくさんの子供達に知ってもらおうと始めました。小学生・中学生を含めても大人数とは言えませんが、毎週楽しみに参加してくれる子供達の為にも頑張っ活動しています。団員を募集していますので入団希望者は気軽にウイング21アリーナまで見学に来て下さい。

- 活動時間…毎週金曜日 ※指導者（一緒に遊んでくれる人）を募集しています。
午後7時～9時（小学生・中学生）
- 活動場所…ウイング21アリーナ
- お問い合わせ先…藤原（090-2595-6148）

白馬アスレチッククラブ

当クラブは、発足して24年目になります。現在、小学生を中心に陸上競技の基本「走る・飛ぶ・投げる」を学び多数の競技会にチャレンジし、子どもの頃に最も重要な「脳の開発」や「健全な体と心の育成」を願い指導しています。

- 活動場所…毎週火曜日：午後6時30分～8時30分 村営北部グラウンド
毎週土曜日：午後1時30分～3時30分 白馬中グラウンド
冬季（クロスカントリースキー）
午後1時30分～3時30分 スノーハープ
雨天対策及び冬季練習 ウイング21
- お問い合わせ先…太田（090-4592-8304）

白馬ジュニアバドミントンクラブ

白馬中バドミントン部の生徒が経験豊かなコーチ達の指導の下、週に2回の活動をしています。基礎体力をつける事から始め、様々な大会にも積極的に参加し、技術向上をめざしています。

- 活動時間…毎週火曜日午後7時～8時30分 土曜日午後6時30分～8時30分
- 活動場所…ウイング21アリーナ
- お問い合わせ先…下川 (090-5337-8118)

白馬JBB「竜神」(軟式野球)

小学校1年生～6年生対象の軟式野球チームです。公式戦1勝目を目指して練習中。チームワークの良いチームです。男女問わず部員募集中！まずはキャッチボールから。

- 活動場所…毎週水曜日 午後3時30分～5時30分 南小・北小グラウンド
毎週土曜日 午前9時～12時 南部グラウンド
- お問い合わせ先…下川 (090-3149-4053)

SNOW KIDS (スノーキッズ)

団結成24年になるバレーボールチームです。仲間を大切に一緒に楽しくバレーボールをしませんか？ 私たち指導者は、勝つことよりも生涯を通して、バレーボールが好きになる子ども達を指導していきたいと思っているバレーボール愛好家団体です。

- 活動時間…毎週水曜日・金曜日 ※気軽に練習を見に来てください！
午後7時～8時30分 (小学生)
午後7時～9時 (中学生)
- 活動場所…村内体育館
- お問い合わせ先…芳沢 (090-2228-8099)

白馬ベースボールクラブ(軟式野球)

中学生の軟式野球で活動しています。現在は団員数が少なく「大北軟式野球クラブ」(大北中学校3校)の合同チームで活動しています。合同チームならではの、色々な地域の仲間と一緒に活動しましょう。

- 活動時間、活動場所…水曜日：午後7時～9時白馬村内
土曜日：午前8時30分～午後1時高瀬中学校
日曜日：午前8時30分～午後1時大町中学校
- お問い合わせ先…畠山 (090-9825-8996)

3 白馬村スキークラブ

白馬村アルペンジュニア（アルペンレーシング）

- 対象…小学生 冬季週5～6回
- 活動場所…エイブル白馬五竜スキー場、白馬八方尾根スキー場
岩岳スノーフィールド等
- クラブモットー…アルペン競技スキーを通じ、体力・技術面の向上、挨拶などを含む地域内外での活動に伴う礼儀、選手個人目標達成に向けた自己の管理などを学ぶ。競技スキーを通して大会で表彰される喜び、時に失敗する悔しさを経験し、アルペンスキーの競技団体として、将来世界を舞台に活躍する選手となる為のベース作りを行う。
- 申し込み／問い合わせ先…（幹事校）白馬八方尾根スキースクール
☎0261-72-2126 mail : info@happo-ski.info

白馬南小ジュニアスキークラブ（クロスカントリー）

- 対象…小学生 冬季週6回
- 活動場所…クロスカントリー競技場
- クラブモットー…低学年には楽しくスキーに親しんでもらい、高学年には各自目標を持って、競技スキーの中で個々の技術向上・精神力のレベルアップを図ります。競技スキーを通じて体力・集中力・自主性を学び、白馬村を代表する選手になるベース作りを目標として活動・指導しています。
- 申し込み／問い合わせ先…長澤駿 携帯 080-4409-9674

白馬北小ジュニアクロスカントリークラブ（クロスカントリー）

- 対象…小学生 冬季週6回
- 活動場所…クロスカントリー競技場
- クラブモットー…クロスカントリースキーを通じて、技術・体力・スキーの楽しさや礼儀・協調性を学ぶ。
- 申し込み／問い合わせ先…kitashoxc@gmail.com

フリースタイルジュニア（フリースタイルスキー・モーグル）

- 対象…小学生～中学生 冬季週末・（夏季ウォータージャンプトレーニング有）
- 活動場所…村内スキー場
- クラブモットー…基本的なスキー技術と共にスキーの楽しさやフリースキー独特の技術を身につける。
- 申し込み／問い合わせ先…（一社）白馬村スキークラブ ☎0261-71-1170



スノーボードジュニア

- 活動種目…スノーボード（競技クラス）（小学生クラス）
- 対象…小学生～中学生（低学年は要相談）
- 活動場所…白馬八方尾根スキー場
- クラブモットー
競技クラス：SAJ/JSBAのレースに出場し上位入賞、JRナショナルチーム入りを目指す。
小学生クラス：スノーボードと身体の使い方を学ぶ。雪質を選ばずスピードコントロールができ、長距離を滑れるようになる。
- 申し込み/問い合わせ先…（一社）白馬村スキークラブ ☎0261-71-1170

ジャンプジュニア

- 活動種目…ジャンプ・コンバインド
- 対象…小学生～中学生（小学校3年生未満は要相談）
小学生：基本週2回・中学生：週6回
共通：大会参戦・合宿・週末練習
- 活動場所…県内ジャンプ施設
- クラブモットー…夢に向かって第1歩を踏み出しませんか!!
- 申し込み/問い合わせ先…（一社）白馬村スキークラブ ☎0261-71-1170

4 白馬村子ども会育成会連絡協議会

白馬村子ども会育成会連絡協議会では、村内各地区にある子ども育成会と連絡提携を図り、青少年育成活動の発展促進に寄与することを目的として、毎年以下のような事業を行っています。

本会では、青少年健全育成に関する家庭生活の充実、環境浄化等、地域社会の意識の高揚を図っています。

月	行事	場所	参集範囲
8	夏休みこども会行事	各所	小中学生
9	村民運動会	スノーハープ	村民
	秋の写生大会（振興公社）	グリーンスポーツ	村民（親子）
10	白馬席書大会	役場多目的ホール	小中学生
11	大北子ども会 育成フォーラム	サン・アルプス大町	小中学生 役員他
12	クリスマス子ども会行事	ウイング21 文化ホール	小学生・未就学児
2	冬の子ども会行事	村内	小中学生

いざというときに



避難所リスト

●白馬村指定避難所 一覧

地域名	指定緊急避難所	指定避難所
内山	スノーハープ	スノーハープ
佐野	スノーハープ	スノーハープ
沢渡	貞麟寺	貞麟寺
三日市場	三日市場公民館	三日市場公民館
堀之内	堀之内コミュニティーセンター	堀之内コミュニティーセンター
飯田	飯田交流センター	飯田交流センター
飯森	飯森公民館前	飯森体育館
めいてつ	グリーンスポーツ駐車場	ウイング21
深空	ザ・ビッグ白馬店	ウイング21
メルヴェール	ウイング21	ウイング21
みそら野	グリーンスポーツ駐車場	ウイング21
瑞穂	瑞穂生活改善施設	ウイング21
エコーランド	旧瑞穂体育館跡地	ウイング21
八方口	八方口公民館	八方口公民館
蕨平	ウイング21	ウイング21
嶺方	ウイング21	ウイング21
白馬町	白馬村役場駐車場	多目的研修集会施設
白馬町	白馬中学校	保健福祉ふれあいセンター
大出	大出生活改善施設	大出生活改善施設
八方	八方文化会館	八方文化会館
山麓	八方文化会館	八方文化会館
和田野	八方第5駐車場	八方文化会館
森上	森上基幹センター	北部トレーニングセンター
塩島	塩島基幹センター	北部トレーニングセンター
野平	北部グラウンド	北部トレーニングセンター
立の間	北部グラウンド	北部トレーニングセンター
通	北部グラウンド	北部トレーニングセンター
青鬼	北部グラウンド	北部トレーニングセンター
どんぐり	ふれあいの杜駐車場	八方文化会館
新田	新田公民館	岩岳体育館
切久保	切久保公民館	岩岳体育館
落倉	落倉公民館	岩岳体育館



ライポくん安心メール



長野県警察
シンボルマスコット
「ライポくん」

長野県警察では、
県内で発生した交通事故、
防災等に関する情報を配信しております。
「身近な情報をよりタイムリーに」をコンセプトに、
各警察署からも配信を行っています。

●登録要領

「raipo667001@yb74.asp.cuenote.jp」に空メールを送信し、「ライポくん安心メール登録要領」に従って、配信を希望するパソコンまたは携帯電話で登録を行ってください。

携帯電話の場合、メールをインターネット拒否にされているとメールが届きません。ドメイン指定で「[yb74.asp.cuenote.jp](mailto:raipo667001@yb74.asp.cuenote.jp)」「[police.pref.nagano.lg.jp](mailto:raipo667001@police.pref.nagano.lg.jp)」を受信できるように設定してください。

●料金

登録料は無料ですが、携帯電話の場合、メールを受信する際の通信料（パケット通信料）は、利用者の負担になります。

また、通信料は携帯電話会社との契約条件により料金が異なりますので、承知の上ご利用ください。

詳しくは長野県警察ホームページをご覧ください。

白馬村では全住民の方を公費加入しています！

●交通災害共済とは

毎日起きる交通事故は、いつあなたやご家族の身にふりかかってくるかわかりません。交通事故にあわれた方を救済するために、皆さんと町村が一体となって助け合うことを目的としているのがこの交通災害共済制度です。

- ・死亡見舞金…200万円又は100万円 入院1日2,000円 通院1日1,000円
入院でも通院でも2日から対象となります。
- ・障害者見舞金…1・2級80万円 3級60万円
- ・基礎見舞金…状況により25,000円～15,000円

●共済見舞金が支払われる事故

日本国内の道路上において運行中の自動車・バイク・トラクター・自転車・電動カート・電車等に乗っていて衝突、転落などによる事故、歩行中これらの車によって事故にあったとき、その事故の内容によって上記の見舞金が支払われます。また、身体障害者の方で歩行困難のため、車いす（電動を含む）を使用中に道路上で転倒などした場合も対象となります。

●見舞金の請求について（交通事故に遭われた場合）

交通事故に遭われた場合は、できるだけお早目に白馬村役場総務課まで事故の報告をしてください。共済見舞金請求に係る必要書類等についてご説明させていただきます。



ちゅうざい やくそく 駐在さんとの約束

いか

「いかない」 しらない人についていかない。
あぶないところにはいかない。



の

「のらない」 しらない人のさそいにのらない。
しらない人のくるまにのらない。

お

「おおきなこえでさけぶ」
あぶなかったり、こわかったりいたらさけぶ。

す

「すぐににげる」
人のいそくなばしょやあんぜんなばしょににげる。

し

「しらせる」
ちかくの人や先生にあったことをかならずつたえる。

令和6年度白馬村子どもを守る安心の家 一覧

●白馬南小学校区

地区	No	事業所名 店舗 氏名
佐野	1	かねぶん
	2	山腰旅館
	3	穂谷 重喜
	4	林 理恵子
東佐野 内 山	5	松澤 孔久
	6	(有)タカハシ管設工業
沢渡	7	姫川建設(株)
	8	白馬三洋加工紙(株)
	9	篠崎 力夫
	10	信濃屋
	11	太田板金
三日市場	12	水車小屋
	13	Floral Desing Studio MIKI & CO.
堀之内	14	山田 寿穂
	15	吉澤 勝
	16	一力屋商店
	17	松澤 喜彦 (白馬スポーツ)
	18	上篠 誠一郎
飯田	19	セブンイレブン 白馬神城店
	20	JA大北 北部営農センター
	21	藤野屋薬局
	22	神城郵便局
	23	ミエ美容室
	24	(株)宮尾建設
	25	ロッジ リバーサイド やまや
	26	佐藤 修司

地区	No	事業所名 店舗 氏名
飯森	27	現宗商店
	28	倉科整骨院
	29	長谷寺
	30	しろうま会計事務所 (旧絵はがき)
	31	白馬陸運(株)
	32	武田館
めいてつ	33	ヘアーヒップス
	34	ECCジュニア 白馬いいもり教室



●白馬北小学校区

地区	No	事業所名 店舗名 氏名
みそら野	1	ガーリック
	2	セブンイレブン みそら野店
	3	ヤマト運輸 白馬センター
	4	ペンション花梨
	5	アートカフェ森と人と
	6	おうちカフェ ほがらか
	7	ハーブの宿 櫟
	8	Prairie プレリー
	9	森田 友昭
深空	10	(株)大糸
	11	ザ・ビッグ白馬店
	12	松本信用金庫白馬支店
白馬町	13	明寿堂
	14	Aコープ白馬店
	15	長野銀行白馬支店
	16	JA大北白馬支所
	17	白馬郵便局
	18	白馬観光開発(株)
	19	高山 尚也
	20	白馬村役場
	21	あらさわ理容店
	22	デリシア白馬店
蕨平	23	白馬ハイランドホテル
大出	24	内川 賀介
	25	大西鍼灸治療院
	26	かくひら館
八方口	27	丸山塗装
	28	(株)スノーピーク白馬

地区	No	事業所名 店舗名 氏名
瑞穂	29	(有)かじくら
	30	蕎麦処りき
	31	白馬 Sweets 工房 Ricca
	32	久保田荘
エコラ ンド	33	おみやげのじゃじゃ
	34	おやきの山愛
八方	35	林橋舎
	36	まえだ食堂
	37	マウント
	38	ローソン 信州白馬八方店
	39	八方尾根開発(株)
	40	塩嶋理容室
森上	41	湯尾 信雪
	42	森上簡易郵便局
	43	藤森酒店
	44	ECCジュニアBS 白馬森上教室
	45	セブンイレブン 白馬岩岳店
塩島	46	(株)落田
	47	(有)塩島組
	48	喫茶店ぶう
新田	49	白馬エスキーナ
切久保	50	ロッヂやまじう
和田野	51	ラ・ネージュ東館
	52	白馬東急ホテル
どんぐり	53	(有)どんぐり



グリーンスポーツは営業期間中、常時開放の施設です。
広大な自然の中、自分流の遊びかたは無限大！
公園の他、アスレチックやイカダ遊び・木工作体験など、
自然の中で体を動かしたり自然の素材を活かしたモノ作り
体験もできます。



白馬グリーンスポーツの森
72-4755





白馬村

子育てガイドブック

2024年7月版

白馬村

〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025

TEL.0261-72-5000 (代表)

白馬村キャラクター

ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世